

熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年条例第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例〔総務課〕 令和3年3月24日 条例第3号</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 市長 6</p> <p>(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>(3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者 2</p> <p>(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1</p>	<p>○熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例〔総務課〕 令和3年3月24日 条例第3号</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条 第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 市長 6</p> <p>(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>(3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者 2</p> <p>(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。